

保指第1436号  
令和3年11月17日

社会福祉法人柏市社会福祉協議会  
会長 中川 博 様

柏市長 秋山 浩 保

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

問い合わせ先

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

柏市 保健福祉部 法人指導課 法人担当

TEL:04-7167-1625(直) FAX:04-7162-0585